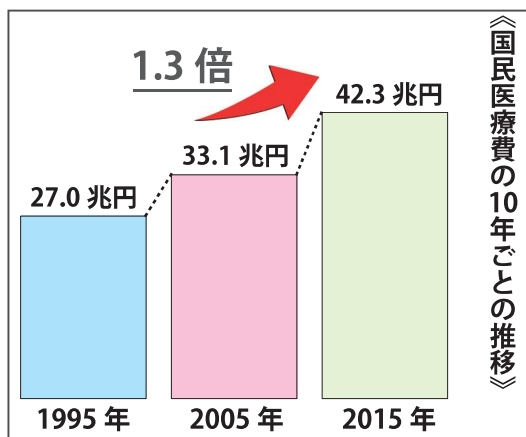


平成30年4月から “国民健康保険制度” が変わります!!

日 本は、誰もが安心して医療を受けることができる世界に誇るべき国民皆保険を実現し、高い保健医療水準を達成してきました。しかし、急速な少子高齢化などの環境変化により、この10年で国民医療費は1.3倍になりました。団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、国民医療費は更に1.5倍の総額61・8兆円にもなる見込みです。

将来にわたり医療保険制度を持続可能とするため、国保を始めとする医療保険制度の財政基盤の安定化、負担の公平化等を図るため法律が改正されました。



★国保の財政運営は市町村から都道府県へ移行します。

なぜ都道府県に移行するの？

○これまでは…

▼国民健康保険は、他の健康保険と比べると

- ① 「年齢構成が高く医療費水準が高い」
- ② 「低所得者が多く保険料の負担が重い」
- ③ 「小規模市町村が多く、医療費増加への対応が難しく、赤字の保険者（市町村）も多い」
- ④ 「市町村ごとに医療水準や所得水準が異なり、被保険者の負担（保険税）に格差がある」

○これからは…

▼市町村が負担してきた保険給付費を全額都道府県が負担します。急な医療費の増加にも対応できるようになります。

▼医療給付費など国保の事業に必要なお金は市町村が納付金として都道府県に納めます。

▼都道府県は各市町村の医療水準や所得水準などを基に、市町村ごとの納付金を決定します。あわせて、納付金の納付に必要な市町村ごとの標準保険税率を示します。

▼市町村は都道府県が示した標準保険税率を参考に、保険税率を決定します。

《市町村と都道府県の新たな役割分担》

現在

各市町村が国保財政運営の責任主体

【市町村】

- 資格管理（被保険者証等発行）
- 保険税率、額の決定、賦課・徴収
- 保険給付
- 保健事業

平成30年度～

都道府県が国保財政運営の責任主体

【都道府県】

国保運営方針（道内統一の方針）

都道府県で決定した納付金を市町村が納付する

都道府県が給付費に必要な費用を市町村に支払う

【市町村】

- 資格管理（被保険者証等発行）
- 保険税率、額の決定、賦課・徴収
- 保険給付
- 保健事業

★新たな国保制度では

▼市町村で大きな差がある保険税を平準化し、全道で公平な負担に近づけます。

▼市町村が抱える医療費増加リスクを全道で分散します。

▼保険証の有効期限が7月末に変わります。

▼70歳以上の「高齢者受給者証」は、保険証と一体化されます。

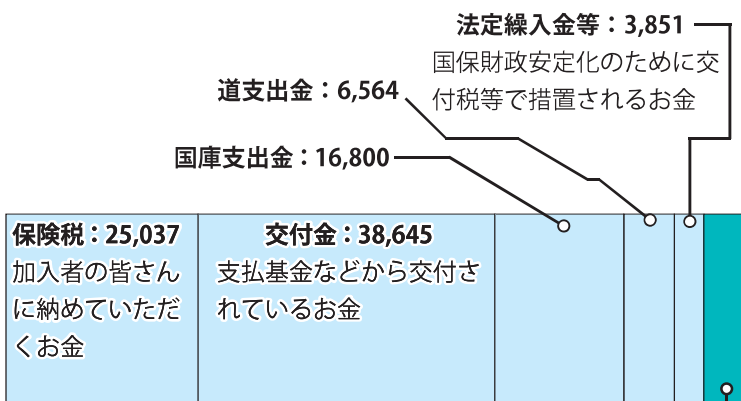
▼北海道内の市町村間で転居する場合、引き続き国保に加入している場合は、高額療養費の多数該当回数引き継がれ、医療費の自己負担額が減額される場合があります。

★佐呂間町の国保財政

平成28年度の佐呂間町国民健康保険特別会計決算では、歳入総額9億6471万円、歳出総額9億5191万円で、翌年度へ1280万円繰越していますが、佐呂間町は税負担の軽減や赤字解消のため、一般会計からその他繰入金5574万円(前年度繰越金を含む)

《平成28年度国民健康保険特別会計決算》

歳入：9億6471万円

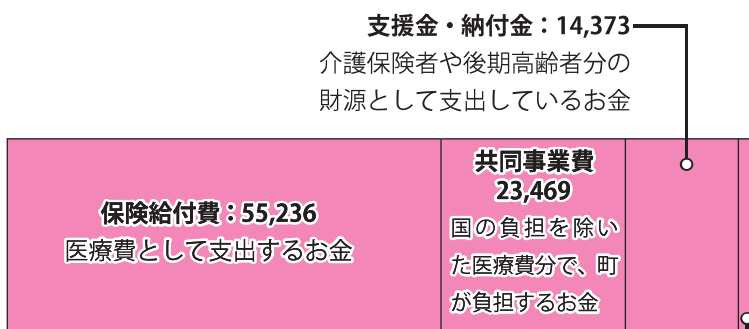


※単位：万円

その他繰り入れ等：5,574

※全道平準化のため繰り入れできなくなるお金

歳出：9億5191万円



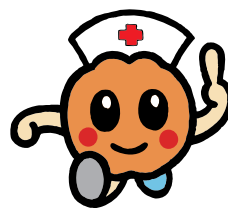
保健事業・総務費・その他：2,113
特定健診や一般的な事務経費ほか

★保険税の平準化と激変緩和措置

新しい国保制度では、北海道内に住んでも同じ負担になるように、各市町村が税負担の軽減や赤字解消を目的とした繰入金等は6年以内に解消し、保険税で賄うことと

を財源充当しています。この繰入金を除いた単年度決算では4294万円の赤字となっています。

されています。そのため、佐呂間町の国保税率は北海道が示す標準税率を参考に上げていく必要がありますが、急激に保険税が上がらないよう、北海道とともに激変緩和措置を行なっていきます。



★平成30年度からも変わらないこと

平成30年4月から、各種申請の受付や保険証の発行、保険税の賦課・徴収、保険給付や保健事業、国保に関するお問合せは、佐呂間町が行ないます。

【お問い合わせ】

○町民課医療保険係

☎2・1・2・1・3